

# 中世ナバラ王国のムデハル

——史料と人口についての考察——

尾崎 明夫

## I はじめに

中世スペインのキリスト教諸王国には、王の特別の保護の下に置かれ臣民として生きたイスラム教徒がいる。かれらは独自の共同体（アルハマ）の中で、自己の伝統を遵守しつつ、イベリア半島の多くの都市と農村に散在していた。<sup>①</sup>近代の歴史家に「ムデハル」と命名されたこの民族グループの歴史は、一〇八五年に古の西ゴート王国の旧都トレドがカステイリヤ王アルフォンソ六世の前に降旗を掲げた時に始まる。同王は降伏民に種々の権利と自由を保証する条約を与えかれらの温存に成功したが、この方式が以後二世紀に亘ってレコンキスタの主役を演ずるカステイリヤとアラゴンの諸王によって踏襲される。その結果、一三世紀の末半島の覇権を手中に収めたキリスト教諸王国は自己の懷中に龐大な教

のイスラム教徒を抱え込むことになるのである。<sup>②</sup>

この異教徒集団の中には、一三世紀の剣戟の響きがまだ鳴り止まぬ頃幾度か反乱を起こし追放の憂き目を見たものもあったが、大半は社会的・経済的條件の漸進的悪化にかかわらず、この奇妙な環境の中で中世後期のスペインにその足跡を残した。<sup>③</sup>かれらは歴史の舞台では脇役になり下がったが、その存在はナスリー朝グラナダの残存とともに、中世後期のキリスト教諸王国にとつて頭の問題となった。この二つの問題はともに近世の暁にまで持ち越され、そこで劇的な解決を見ることになる。すなわち、グラナダ王国は一四九二年に十年に亘る戦鬪の末カトリック両王の前に屈し、ムデハルは一五〇二年改宗か追放かを迫られ歴史上から姿を消すのである。<sup>④</sup>かくしてスペインは領土的・精神的統一を完成させ、近代の道を歩み始める。しかし、改宗を選んで「モリスコ」

と名を変えたものたちは、なお一世紀の間帝国の指導者に頭痛の種を与え続けた。

\* \* \* \* \*

スペイン中世に見られる三大宗教——キリスト教・ユダヤ教・イスラム教——の併存は近年目立って歴史家の注目を浴びるようになったが、ムデハルに関する研究は比較の日も浅い。ロカルトラベルは一九五二年に発表した「中世バレンシアのムデハルの生活」の冒頭で、この民族がユダヤ人やモリスコに比べほとんど無視に等しい扱いを受けてきたと指摘した。同じ嘆息が、ごく最近ラカラとラデロというアラゴンとカステイリヤの中世史畑の権威の口から聞かれた。事実、ユダヤ人とモリスコについては、時代的にも地理的にもその全歴史を通観した著作が発表されたのに対し、ムデハルに関しては、旧バレンシア王国についてはムデハル研究はかなりの蓄積を見るが、カステイリヤ・アラゴンでは、「新史料の発見もしくは少なくとも既刊の史料の新しい視角からの分析が必要」な段階である<sup>⑧</sup>。

しかし、地方単位で進められてきた研究の成果は、ムデハルという歴史的現実の外郭を描くには十分なものがあり、ラデロはそれを以下の如くまとめている。すなわち、ムデハルは人口にお

いては少数派であったが、旧カステイリヤ地方を含むスペインの大半の地域に散在していた。かれらは個人的自由を保持し、キリスト教徒の利益を損じない限り、自己の宗教の実践を保証されており、また日常生活の諸々の点を規定する独自の「法ースーナ」に服し、その「法」に従って共同体の指導に携る自らの行政司法機関を備えていた。経済的には大部分のものが小規模な農業や手工業に従事し、社会的上昇の可能性も持たない社会の下層に位置する集団を形成した、と<sup>⑨</sup>。

ムデハルが個人として、また共同体として享受した種々の自由とその制限という問題は、従来この異教徒集団を扱うすべての研究者の関心の的であった。事実ムデハル研究が依拠した主要史料はつねに、フェロ(局地法)・植民特許状・王令・裁判文書・行政命令等の法制史料であった。かくて、ムデハルが置かれた支配隷属関係の法的枠組が明らかにされ、前述のラデロの結論を導びくことを可能にしたのである。

しかし、他方、統計的数量的研究が遅れている。最も基本的な問題である人口についても、ラデロがカステイリヤについて特別上納金の徴税簿をもとにムデハルの人口とその分布を明らかにしたほかは、アラゴンについてもバレンシアについても同種の試みは未だなされていない<sup>⑩</sup>。また経済面に関しても、ムデハルの農夫

ならびに職人としての職業上の優秀性は衆人に指摘されること  
であるが、それを数字で実証した研究はない。その他、王領地と  
領主地、都市と農村における生活条件の差もしばしば言及される  
が、この議論ももっぱら法的視角のみからなされ、数量的解明が  
待たれるところである。

\* \* \* \* \*

このイスラム教徒の包含という点では、スペインの北隅に籠居  
するナバラ王国も例外ではない。かれらの起源はナバラの王位を  
兼ねていたアラゴン王アルフォンソ一世合戦王によるトゥデラ市  
——サラゴサの回教徒王国の重要な軍事拠点であった——の陥落  
(一一一九年)に遡る<sup>⑪</sup>。同王の死を機会にナバラは独立を回復す  
るが、その際トゥデラとその周辺地帯は新王ガルシア・アラミレス  
の妻の領地であったことから当王国に編入された。こうして、こ  
の地方に数多く残存していた回教徒たちは、パンプロナ(同王国  
の首都)王権の財産目録の中に入り、以後特筆に価するような政  
治的事件を起すことなく追放令までの四百年を生きていたのであ  
る<sup>⑫</sup>。

しかしながら、このリベラ地方——トゥデラ周辺——のムデハ  
ルは今までいかなる研究の対象にもならなかった。ラデロは「ス  
ペイン—アメリカ総史」第五巻に、ムデハルについて一項を献じ

るにあたり、ナバラのそれについてはわずかに「リベラ地方にも、  
二・三〇〇のムデハルがアラゴンのその延長として存在した」  
と触れるのみである<sup>⑬</sup>。この叙述の裏には、今までのナバラ中世史  
研究の成果が隠れている。すなわち、サバロの「中世ナバラ王国  
の行政」、カラスコの「一四世紀ナバラの人口」、ヤングアスの「ナ  
バラ歴史辞典」がそれであり、また前世紀に刊行されたトゥデラ  
の降伏条約をはじめ、直接間接にムデハルに言及する他の刊行史  
料も挙げることが出来る<sup>⑭</sup>。しかし、これらの研究はナバラのム  
デハルに焦点を合わせたものではない。前述の刊行史料にしても、  
この集団の実態を問うて史料を蒐集・分析したものではない。

他方、パンプロナとトゥデラの諸文書館にはムデハル関係の彫  
しい文書が日の目を見ずに眠っている。我々の目的はこれである。  
すなわち、質量ともに最も豊富な史料を保管するナバラ総合文書  
館の未刊行史料を中心に、既刊史料を新しく整理・分析し、他の  
地方のムデハル研究の成果をとり入れつつ、ナバラの回教徒の実  
態を少しでも明らかにすることである。言うまでもなく、この試  
みはこのテーマにおける第一歩の踏み出しであって、ムデハルの  
生活のすべての側面に光を当てても、キリスト教徒とこの  
集団の支配隷属関係を包括的に描き出すものでもない。筆者の意  
図は、このテーマへのアプローチを可能にする史料の残存情況と

それによって定められる研究の方向づけと限界を紹介し、可能な限りナバラのムデハルの実態——人口・経済生活・共住形式——を明らかにするところにある。紙幅の関係上、本稿では史料の問題と人口——どこにどれだけだけのムデハルが存在したか——を考察するに止め、他の諸問題の検討は別の機会に譲りたい。

- ① 中世の史料はこの回教徒たぎを単に *moros* (*mauri*), *sarracenos* (*sarraceni*) と呼ぶ。Mudéjar の語は一五世紀末に現われるが、ナバラにはこの呼称は見られなかった。また中世スペインには、戦争捕虜たる *mauri captivi* の存在も見逃せないが、早期からイスラム世界との国境を失ったナバラではこれは極めて稀である。J. Zabalo, *La administración del Reino de Navarra en el siglo XIV*, Pamplona 1973, p. 176. (以下、J. Zabalo, *La administración y sociedad*)
- ② M. A. Ladero Quesada, "Población, economía y sociedad", *Historia General de España y América*, V, Madrid 1981, p. 91. (以下、M. A. Ladero, "La población", 本誌註)
- ③ 一三世紀のムデハルの分布については、R. I. Burns, *Islam under the Crusaders: Colonial Survival in the Thirteenth Century Kingdom of Valencia*, Princeton, 1973, pp. 37-45. ヴェネントに對する待遇は必ずしも悪化の一途を辿ったのではない。例えば、ムデハルについては一四・一五世紀にも王・貴族・騎士・市会側からの優遇措置が見られる。T. Torres Fontes, "El alcalde mayor de las aljamas de moros en Castilla.", *AHDE*, XXXII (1962), pp. 131-182.
- ④ この勅令はカスティーリヤ王国で一五〇二年、ナバラでは一五二六年、アラゴン連合王国では一五二六年に発布された。

- ⑤ F. Roca Traver, "Un siglo de vida mudéjar en la Valencia medieval", *ELMCA*, V. (1952), p. 116. J. M. Lacarra, "Introducción al estudio de los mudéjares aragoneses", *Aragón en la Edad Media*, Zaragoza 1979, p. 7. M. A. Ladero, "Los mudéjares de Castilla en la Baja Edad Media", *Historia, Institución, Documentos*, V (1979), p. 1. (以下、M. A. Ladero, "Los mudéjares de Castilla", 本誌註)
- ⑥ トルヤ人のことには L. Suárez Fernández, *Judíos españoles en la Edad Media*, Madrid 1980. マルティニョウのことには A. Dominguez Ortiz y B. Vincent, *Historia de los moriscos. Vida y tragedia de una minoría*, Madrid 1978.

- ⑦ 各地方の主な研究を著せるヴェネント王国については、F. Macho y Ortega, "Condición social de los mudéjares aragoneses", *Memoria de la Facultad de Filosofía y Letras de la Universidad de Zaragoza*, I (1922-1923), pp. 137-319. M. L. Ledesma, "La población mudéjar en la Vega del Jalón", *Miscelánea ofrecida al Iñno. Sr. D. José María Lacarra*, Zaragoza 1969, pp. 335-351. J. M. Lacarra, o. c. J. Boswell, *The Royal Treasure: Muslim Communities under the Crown of Aragon in the Fourteenth Century*, New Haven and London 1977. ヴェネントについては M. Gual Camarera, "Mudéjares valencianos: aportaciones para su estudio", *Sarabi*, VII (1949), pp. 165-199. F. Roca Traver, o. c. L. Piles Ros, "La situación de los moros de realengo en la Valencia del siglo XV", *Estudios de historia social de España*, I (1949), pp. 225-274. R. I. Burns, o. c. Id., *Medieval Colonialism. Posterns of Exploitation of Islamic Valencia*, Princeton 1975. その他、同著者はヴェネントのムデハルについての論文や *Speculum*, *American Historical Review*, *Annals* 等の雑誌に発表をなしている。カスティーリヤについては

44 F. Fernández y González, *Estado social y político de los mudéjares de Castilla*, Madrid 1866. M. A. Ladero, o. c. Id., *Los mudéjares de Castilla en tiempos de Isabel I*, Valladolid 1969. J. Torres Fontes, o. c. Id., "Los mudéjares murcianos en el siglo XIII", *Miraguetana*, XVIII (1961), pp. 57-90. Id., "Moros, Judíos y conversos en la regencia de don Fernando de Antequera", *CHH*, XXIX (1960), pp. 60-97.

② M. A. Ladero, "Los mudéjares de Castilla", p. 1. *キヤンパドの歴史資料の歴大'の刊行結果の状況' スペインの歴史と地理学' 西沢龍佳「スペインの歴史研究文庫」『史料』五三号（一九七〇）一〇頁—一三三頁を参照。*

③ M. A. Ladero, "La población", pp. 91-94.

④ Id., "Los mudéjares de Castilla", "Datos demográficos sobre los musulmanes de Granada y Castilla en el siglo XV", *AEM* 8 (1972), pp. 481-490. 同他2' 追放直前に各部落へ行きたる住民調査の結果を刊行するに依りて K. Wagner, "Un padrón descubierto de los mudéjares de Sevilla y la expulsión de 1502", *Al-Andalus*, XXVI (1971), pp. 373-383. M. García-Arenal, "Dos documentos sobre los moro de Uclés en 1501", *Al-Andalus*, XLIII (1977), pp. 167-181.

⑤ J. M. Lacarra, "La fecha de la conquista de Tudela", *PV*, XXII (1946), pp. 45-54. Id., "La conquista de Zaragoza por Alfonso I", *Al-Andalus*, XII (1947), pp. 65-96.

⑥ ナハ王国の歴史と地理学 J. M. Lacarra, *Historia política del Reino de Navarra*, Pamplona 1972. Id., *Historia del Reino de Navarra en la Edad Media*, Pamplona 1975.

⑦ M. A. Ladero, "La población", p. 91.

⑧ J. Zabalo, o. c. J. Carrasco, *La población de Navarra en el siglo XIV*, Pamplona 1973. J. Yangias y Miranda, *Diccionario de antigüedades del Reino de Navarra*, 2ed. Pamplona 1964. (以下 J. Carrasco, *La población*. J. Yangias, *Dic. Ant. Navarra*) ナハ王国の歴史と地理学 T. Muñoz y Romero, *Colección de fueros municipales y cartas pueblas de los reinos de Castilla, León, Corona de Aragón y Navarra*, Madrid 1845, p. 415. F. Fernández y González, o. c., doc. 2 以下に依りて之を参照。

## II 史料

1. ナハ王国の歴史と地理学 Archivo General de Navarra (AGN. 略記)

ナハ王国の歴史は、この文書館に於て語り得なから。就中次の二部門が重要である。

a. Sección de Documentos de Comptos (Doc. Comptos 略記)

史料のほとんどが一三五〇年から一四六〇年までのもの、個々の文書を年代順に整理し簡単な内容紹介を載せた「目録」全四九巻のうち第二巻の途中から第四七巻の終りまでがこの期間を扱っている。史料の性格がいつて見れば、会計関係のものが圧倒的多数を占める。つまり、租税の徴収に関する書類、免税や減税の陳情書、領収書、支払命令書、土木工事の支出報告書、官吏の給

与に関する文書等。またわずかではあるが裁判関係の文書も見つけうる。しかし、財政関係の文書の行間から、歴史の他の側面に光を投げかける記述に出くわすことも稀ではな。

4. Sección de Registros de Comptos (Reg. と略記)<sup>③</sup>

ここには冊子に綴られた種々の会計簿——全王国の歳入歳入の記録、代官区毎の同種の記録、宮廷の支出簿、特別税の記録等——が保管されている。特に我々の関心を引くのはリベラ代官区 Merindad de Ribera の税記録である。なぜなら、王国の四つ（後に五つ）の代官区のうちムデハルを擁したのはこの代官区だけであったから。リベラ代官区は、行政上トゥデラ市とその他の農村部に二分されており、その徴税は前者がトゥデラの奉行 *baile*、後者がリベラの徴税官 *recibidor* の手に委されていた。市部の貢納はほとんど全部金納で占められたが、農村部では金納と物納の二本立てで、後者は主に小麦と大麦でなされた。税帳には、一村毎に税目と税額が些細に記載されている。<sup>④</sup>

この種のもので最古の記録は一二六六年のものであるが、ほとんど年次的に史料が保存されるのは一三四八年の大ベスト以降である。しかし、*Doc. Comptos* では皆無に近ぐ一四世紀前半と一三世紀末葉のデータを提供するという点で価値が高い。反面、一五世紀後半については、冊部の数も激減し記載も大まかで我々の

目的には役に立たない。

2. トゥデラ司教座聖堂付文書館<sup>⑤</sup> (Archivo de la Catedral de Tudela)

量的には AGN. の比ではないが、一二世紀の文書を少なからず所蔵している点で貴重である。ムデハル関係のものは、その多くが土地売買の証書で、ラテン語アラビア語併記のものも珍しくない。ラカラとガルシア・アレナルによってすでにかなりの史料が刊行されている。<sup>⑥</sup>

3. マドリッド国立文書館 (Archivo Histórico Nacional)

その一二部門中の一つ修道騎士会の部門に、聖ヨハネ病院修道騎士団がリバフォラダとウルサンテのアルハマに譲渡した植民特許状三通が発見されている。<sup>⑦</sup> この他にもムデハル関係の文書が存在することは疑いないが、筆者にはその探索は不可能であった。

\* \* \* \* \*

以上が我々の依拠する主要史料であるが、ここでこれらの文書の一般的性格について若干の考察をしてみたい。

1. ナバラにおいては、ムデハル社会を総体的に把握しえるのは、一四世紀と一五世紀の中葉までの間についてである。これに対し、バレンシア・アラゴンでは征服直後の、カスティリヤでは追放直前の時期にも豊富な史料を残す。

2. 我々にムデハルについての知識を供給する文書はすべて、キリスト教徒の手によるものである。またそれらは回教徒住民の日常生活・風俗習慣・政治組織等を描写したものではない。ムデハル自身が自己の姿を記録した文書が稀少であるばかりでなく、キリスト教徒もこの異質の集団に対し知的好奇心を抱かなかつたことは中世スペインに共通の特徴である。

3. 史料のほとんどすべてが財政的性格のもので、他の地方とは異なり法制的なものが稀である。特に教会当局の回教徒に対する態度を示すものが絶無であることが目を引く。

しかし、法制史料がしばしば我々を欺くことも事実である。マデロによれば、カステイリヤに見られる多くの反ムデハルの法例は全く実行されなかつた。<sup>①</sup>これに反してナムラにおいては、その豊富で整理のゆきとどいた財政関係の史料のおかげで、年代記や法律文書では把握不可能なことを、すなわちムデハルの現実の生活を客観的かつ数量的データをもちつて浮彫にできる。

① Cfr. J. M. Lacarra, *Guía del Archivo General de Navarra*, Madrid 1953.

② J. R. Castro y F. Idoate, *Catálogo de la Sección de Documentos de Comptos*, 49 vol., Pamplona, 1952-1970. (Castro, *Catálogo y Descripción*)  
 ③ Cfr. J. Zabalo, *El Registro de Comptos del Reino de Navarra de 1280*, Pamplona 1972. 特にお同書④ A. Martín Duque による紹介を

参照。また、極めて不完全ながら、同部内の「目録」T. Idoate, *Calendario*, t. 50-51. を参照。

④ 王国の行政組織・財政制度については J. Zabalo, *La administración*, pp. 228-243. 本稿では税額表示の「金納額(単位 libras=1, sel-dos=s, 11=20s.) 小麦 (karfoes=k.) 大麦 (時どから小麦を含む。単位は小麦に同じ) による納税高をこの順に記す。因に小麦 1 k. は八八キログラム、穀物価格は、一三五〇年を見れば、小麦 1 k. が〇・六一、大麦とからす麦は半額である。Ibid. p. 228. 中世スペインの貨幣制度については E. J. Hamilton, *Money, prices and wages in Valencia, Aragon and Navarra* (1351-1500), Cambridge, Mass., Harvard Univ. Press, 1936. また穀物計量の単位については J. Val-lvé Bermejo, "Notas de metrología hispano-árabe II—Medidas de capacidad", *Al-Andalus*, XLII (1977), pp. 61-121.

⑤ F. Fuentes, *Catálogo de los archivos eclesiásticos de Tudela*, Tudela 1944.

⑥ J. M. Lacarra, "Documentos para el estudio de la reconquista y repoblación del valle del Ebro", *EMMC*, II (1946), pp. 469-574; III (1947-48), pp. 499-727; V (1952), pp. 511-668. M. García-Arenal, "Documentos árabes de Tudela y Tarazona", *Al-Quanzar*, III (1982), pp. 27-72.

⑦ 前掲④ S. G. Larragueta, "Fueros y cartas pueblas navarro aragones otorgadas por Templarios y Hospitalarios", *AHDE*, XXIV (1954), pp. 594-603. 以下同書④ H. Derenbourg, *Barran-Dihigo, Review Hispánica*, XX (1909). P. León Tello, *Actas del primer congreso de estudios árabes e islámicos*, Madrid 1964, pp. 329-345. 以下同書④ 後述のトピックの原文を添付。

⑧ 先日、M. García-Arenal 女史から、筆者がナムラ大学留学中に核

索し得なかった Archivio de los Protocolos de Tudela について簡単な情報を頂いた。それによると、同文書館所蔵のムデハル関係の史料は質量ともに豊富で、かつ追放前後のものに欠けないように、今後の女史の研究発表、とくに今年中にも発刊される *Moros y judíos en Navarra en la Baja Edad Media* (B. Leroy と共著) ed. Hipérrion, Madrid が待たれる。以上の情報によつて、前掲の “Los documentos árabes” を御送付頂いたことに対し謝意を表した。

- ⑧ ナバラにおけるロマノフ語の史料について M. García-Arenal, o. c. 他 V. T. Bosch Vila “Los documentos árabes y hebreos de Aragón y Navarra”, *EMCA*, V (1952), pp. 407-416. ムデハルの手にある史料が絶無に近うござる。ホーンズを指摘するところ、スペインに共通した現象である。P. I. Burns, *Medieval Colonialism*, xiii. これは、回教徒が追放の際手に持っていた文書書籍を持ち去ったことにもよるが、むしろ、征服時、或は初期の反乱後の追放に、ムデハル社会の上流階層がイスラム世界に移住した結果、ムデハルの知的水準が低下したことによると思われる。この事実には諸家の認めるところ、ペラエロはムデハルがユダヤ人と異なり、キリスト教王国の上層部に見いだされなごうをこの事実に帰している。M. A. Ladero, “Los mudéjares de Castilla”, p. 34. 他 J. M. Lacarra, “Repoblación de Zaragoza por Alfonso el Batallador”, *Estudios de historia social de España*, I (1949), p. 211. J. Torres Fontes, “El alcalde mayor”, p. 135. R. I. Burns, *Islam under the Crusaders*, p. 373.
- ⑨ 中世期には、ムデハラはタラソナ(前者の南西約二〇km)の司教区に属してあり、同市の文書館にこの種の史料が所蔵されていると思われる。当館は未だ目録も作成されておらず、筆者には利用不可能であった。
- ⑩ M. A. Ladero, “Los mudéjares de Castilla”, p. 34. 又 J. Torres Fontes, “El alcalde mayor”, p. 131. を参照。

### Ⅲ 人口研究の史料とその問題点

スペイン史学界において、人口研究の分野は一九五〇年のパリ国際歴史学界を契機にその開拓が始められた。その後、地方単位の国勢調査の史料や村落単位の戸籍の刊行、都市内の家屋・人口密度の研究・徴税史料の分析等がざかに試みられ、今では一五世紀末については全国の総人口の概数が得られるようになった。① ナバラにおいても、前述のカラスコの研究のおかげで、一四世紀については王国の総人口・人口分布状態・人口の動勢・社会構造等が明らかにされた。

「統計」という概念を知らなかった中世期に、その人口を求める企ては、実に様々な困難に遭遇する。まず、今日の意味での「国勢調査」の欠如。中世に行なわれた「人口調査」は、正確な人口数の把握を目的としたものではなく、納税負担者の把握という財政的意図の上に行なわれた。また、この「国勢調査」的史料も極めて数が少なく、スペインの場合では常に地方単位で、かつその分布が年代的にも地理的にも致命的な偏向を見せる。さらに、調査の範囲内にある集落や人間集団のいくらかが見落されることも稀ではない。このような困難を理解し、我々が人口に関して得る数字に正しい価値づけを行なうため、まず史料の検討から始め

たい。

## 1. 史料

人口研究に関しては、ナバラは他のスペインの王国に比べて文献史料に恵まれている。一三六六年の全王国の戸数調査を筆頭に、一三三〇年・五〇年・五三年・一四二七年に代官区単位の戸口調査が記録されている。本稿で我々が依拠するものは一三五三年(Libro de Monedages de Tudela, L. M. T. と略記)と一三六六年(Libro de Fuegos, L. F. と略記)のもので、ともにムデハルもユダヤ人も漏さず採録しており、一四世紀中葉の王国の人口研究に貴重なデータを提供する。③ 勿論両者とも欠点があるわけで、L. M. T. はトゥデラ市を含む五つの集落についての記載がなく、L. F. はいくらかの集落の戸数をキリスト教徒とムデハルの区別をつけることなく出している。

次に各村落の徴税簿がある(本稿では「claveroの計帳」と呼ぶ)。

これは徴税機構の末端で実際に住民から収税を行う税吏 clavero が、直接の上司リベラの *rechidor* に提出する徴税記録である。clavero の存在はすでに一三世紀末に認められるが、この種の史料の最古の例は一三八〇年のもので、大多数が一五世紀の三〇・四〇年代に偏在している。この計帳には一村或は教村の租税納入者の名前と納税額が記載されており、人口問題のみならず住民各

戸の経済力をも知る手懸りを与える。唯この計帳を残しているのは教村に過ぎず、リベラの総人口を算出することはこの史料からは出来ない。

他に一四〇二年と一五年の特別上納金の記録がある。④ そこには戸数の言及はないが、各アルハマに割り当てられた金額が明記されており、間接的な人口の推測を可能にしてくれる。

また大黒死病以後の全般的危機の中で、税負担の軽減を王に陳情することが、キリスト教徒・回教徒を問わず見られるようになるが、それらの文書はしばしば労働人口の低下に触れており、断片的にはあるが興味深いデータを提供する。特に大黒死病以前の人口に言及するという点で捨て難い価値を持つ。勿論この種の文書はその性格上数字の誇張も考えられ、操作には慎重を要することは言うまでもない。

\* \* \* \* \*

## 2. 「フェゴ」とは何か。

*Libro de Fuegos* という名の示す如く、中世の住民調査が対象としたのは人口数ではなく「フェゴ」の数であった。L. M. T. では「王国のすべての郡と村一つ一つに調査官を割り当て、かれらが住民の経済力・生活状態を細かに検索し、書面によってすべての『フェゴ』所有者の名を会計長官に報告するよう」というふ

うに調査の内容が示されている<sup>⑤</sup>。住民数の単位が「人」ではなく「フエゴ」であるのはナバラに限ったことではない。カタルーニャでは「logatge」カステイリヤでは「pecha」という語で同じ単位を表わしている。

それでは「フエゴ」とは何か。通常この語は家族・世帯の意であるが、我々の繰る文書の文脈においては「フエゴ」とは租税負担者を指す。L.M.T.の次の規定がそれを明らかにする。「もし同じ屋根の下、又は同じ畑の中に、動産であれ不動産であれ、例えほんの小片の土地にしる、某かの財産を所有する者があれば、その者をあたかも独立した『フエゴ』を所有するかの如く数えるように<sup>⑥</sup>。」

住民調査の対象は家長ではなく、租税支払能力を有するものであった。上記の規定の遂行によって、調査の行なわれたリベラの農村部に二七八フエゴが新たに発見された。これらの者の多くは小僧 *hangebo*, *mozo* または被後見人 *pupilo* と呼ばれており、生産年齢に達しながらまだ独立した世帯を持っていない者たちである<sup>⑦</sup>。

しかし、「フエゴ」の中には納税義務を負いながら、貧困のため所定の租税を実際に納めなかった者も含まれている。これが「non podiente」と呼ばれている人々である。例えば、一三三〇

年のエステリヤ地方の戸籍簿では、全住民は八s. の租税支払い能力の有無によって、「podiente」と「non podiente」に二分されているが、後者の中には七s. を納めるものから一s. の納入さえしていない者まで見られる<sup>⑧</sup>。

この事実は一考に価する。なぜなら、L.M.T.やL.F.は「non podientes」を遺漏なく検索、勘定しているのに対し、*clavero*の計帳は現実に年貢を納めた者のみを記録しているからである。ゆえに、これらの異種の史料から得られる数字を比較することは、無条件には出来ない。しかし、租税能力に全く欠ける「non podientes」は全体の5%以下で、この史料の不完全さを念頭に置いておきさえすれば、過度の神経過敏に陥る愚は避けるべきと思われる<sup>⑨</sup>。

### 3. 「フエゴ」と家族係数

それでは「フエゴ」の数から人口を如何に算出できるのであるか。いや、まずそれは可能かどうかを尋るべきであろう。この質問は中世の人口統計の問題に係わる研究者が避けては通れないものである。最近ではラデロとベルナル・パンサンが、それぞれムデハルとモリスコの人口を算出した際、四・五という係数を「フエゴ」数に乗じて人口数を出している<sup>⑩</sup>。

これに対しカラスコは、一定の係数を定めることは、「かくも

多様性に富む時代に、すべての地方について同じ一つの社会構造と生活様式の想定を前提とする」とし、トスカーナ地方の一村落についてのフィウーメの研究結果を紹介する。<sup>①</sup>それは件の地において、一三五〇年と一四二七年の間に係数が四・〇から七・五に変化したことを実証する。かくてカラスコは、*Fr. Carpenter* と

*J. Glénisson* に従い中世の人口計算における平均係数の使用を放棄することを提言している。中世ナバラにおいて、戸数と口数とともに記した史料は局地的なものすら見つからなかった。唯、時代も場所も異なるものであるが、ラペイルによって刊行されたモリスコ追放の際の人口調査に依って係数の問題を解いてみたい。

まず、一六一〇年故郷を追われてアルファルケ港(タラゴナ県)とブルゴスに集合したモリスコに関する史料があるが、それらとともに出国者の家族数(*casas*)と総人数を記録しており、それぞれ四・二という家族係数を示す。さらに興味深いことに、前者ではモリスコは壮年(*hombres*)、少年(*muchachos*)、幼児(*beta*)と、こうのように年齢に従って分類され、それぞれの数が男女別に記されている。この壮年と少年の区別は、アリカンテで同じ情況のもとで作成された史料にも現われる。注目すべきは家族数と壮年男子数が異なることで、アルファルケの場合は九、九九七家族が一二、一四〇人の壮年男子を擁していたことを教える。それでは、壮年

と少年は何歳をもって区別せられたのか。同種の史料で少年少女を取り上げてその年齢別内分けを記録したものがあがるが、それは少年少女が二歳以上一六歳未満であったことを示す。この一六歳という規準が前述の二史料でも採用されていたかどうかはともかく、壮年が担税年齢に達した者を指すと考えてさしつかえあるまい。それゆえ、壮年男子は *L. M. U.* や *L. F.* の「*フエゴ*」に相当する。上述のモリスコ関係の史料は、総人数と壮年男子数の比について、三・二(アルファルケ)と三・五(アリカンテ)という数字を示す。モリスコがこれらの先祖の生活様式には頑固なままで忠実であったことを考えれば、この三・二〜三・五の係数はムデハルの総人口を算出するのに有効であると考えられる。この数字を念頭に置き、本稿では重複を避けるため、「*フエゴ*」担税者「数の提示に止める。また、取り敢えず「*フエゴ*」を「課口」と訳す。

① *J. Carrasco, La población*, pp. 35-40. 中世末期のスペインの総人口についての最新のデータについては *M. A. Ladero, "La población"* 参照。

② *A. Martín Duque, "El Reino de Navarra en el siglo XIV"*, *ANM*, 7 (1970-71), p. 162.

③ *L. F. de J. Carrasco, La población*, pp. 409-668. *L. M. T. de J. J. Uranga, "Documentos sobre la población de Navarra en la Edad Media"*, *PR*, XXII (1961), pp. 137-176; XXIII (1962), pp. 243-300に刊行されている。Monedageとは特別税の一種。L. G. Val-

deavellano. *Curso de historia de las instituciones españolas*, 2ed., Madrid 1970, pp. 470 y ss. 参考書

④ AGN, Reg. 271 (1402), Reg. 339 (1405).

⑤ “ Ordenamos que comissarios sean establecidos por las villas, villeros et comarques del nostro Regno que diligentemente inquiren et se certificaran del estado, facultad et condicion de las gentes, et riendan por scripto a nostro thesorero los nombres de todos los tenientes fuegos”. *PP*, XXII, p. 137.

⑥ “ Si por ventura en un fuego et un pan et una casa havia uno o dos o mas personas que oviessem cosa cognoscida a su parti, muebles o tierras o peguyllas por qualque manera, que tales como estos diessen por nombres cada uno porsí, assi bien como si cada uno d'ellos toviesses su fuego apartadamente por sí”, *ibid.*, pp. 145-146.

⑦ 例として “ Mahoma el d'Oro tenia dos pupillos, fillos de Mahoma de Bivas, a los quonales dizen Braynmiel et Marrilla, pagar pueden”, *ibid.*, p. 166.

筆者は L. M. T. に依つて人口を勘定する際、これらの「新しく発見された」 nuevos trovados を計算に入れた。これに対しカラスロはそれらを除外してあり、それゆゑ本稿で示す一三五三年の人口はカラスロのそれより若干多し。また “ nuevos trovados ” が、二人・三人一緒になつて一人前の “ monedage ” を支払つたとき時に見られるが、そのような場合にはかれらを一課口として勘定した。それゆゑ、サムロが示すムデハル人口より本稿の数字が少なうなつてゐる。J. Carrasco, *La población*, pp. 180-181. J. Zabla, *La administración*, p. 226.

⑧ Libro de Monedage de Estella, J. Carrasco, *La población*, pp. 225

-303- 刊行

⑨ Libro de Monedage de Estella, 以下同一〇五課口中一八四(三〇) L. F. のミューナ地方の記録(以下) 四〇〇廿二(五〇)

⑩ M. A. Ladero, “ Los mudéjares de Castilla ”, p. 4. A. Dominguez Ortiz y B. Vincent, *Historia de las moriscos*, p. 76.

⑪ J. Carrasco, *La población*, pp. 33-34.

⑫ H. Lapeyre, *Géographie de l'Espagne morisque*, Pièces justificatives, VI (Los Alhagues, 1610); X (Burgos, 1610).

⑬ *Ibid.*, Pièces justificatives, IV. *Ibid.*, Pièces justificatives, V. ノンノケヌ=カリン+三・五を採用するが、その根拠を示さず。

⑭ J. Sobrequés Callicó, “ La peste negra en la península Ibérica ”, *AEM*, 7 (1970-71), p. 75.

#### IV 人口

ここにナバラのムデハル人口の基本的データを紹介する。

一年度	1353	1366
トゥデラ	—	79
コルテス	85	44+
アブリタス	66	32
バルティエラ	—	20
モンテアグド	12	22+
ムリヨ	15	18+
カスカンテ	30	94+
コレヤ	52	0
フォンテリヤス	16	5+
リバフォラダ	31	21+
カドレイタ	—	39+
ペドリス	6	5
バリリヤス	4	—
ムルチャンテ	—	10
アルゲダス	2	0
シントゥルエンゴ	1	0

(注) + …キリスト教徒と混合

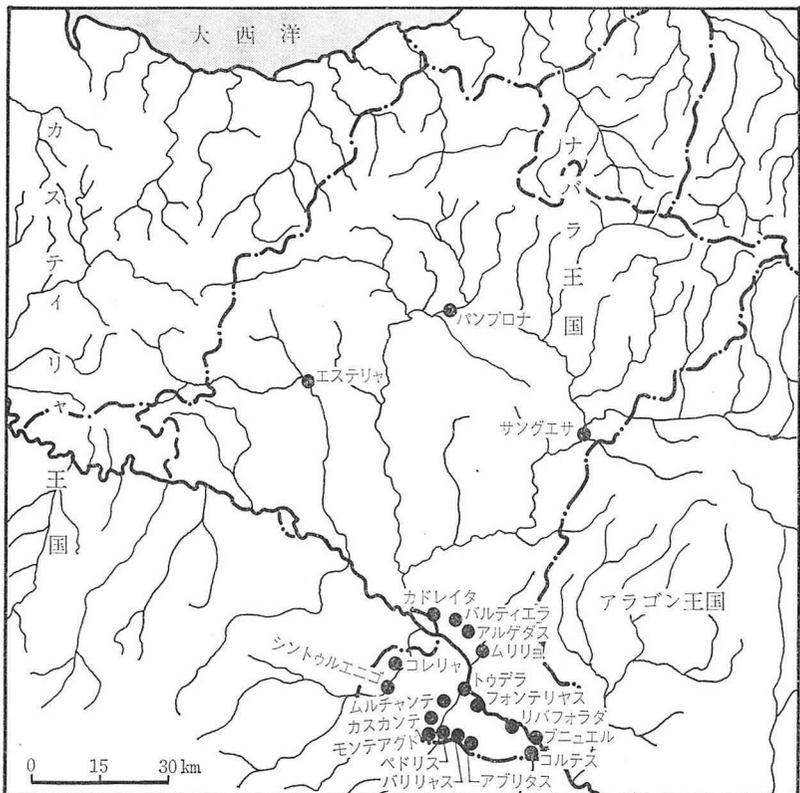
表3 特別上納金の記録による。  
(単位 フロリン)

	1402	1415
トゥデラ	350	110
コルテス	170	—
アプリタス	50.5	30
バルティエラ	40	20
モンテアグド	20	10
ムリリョ	25	10
カスカンテ	—	—
コレリャ	5	—
フォンテリャス	15	—
リバフォラダ	35	—
カドレイタ	5	—
ペドリス	20	20
ムルチャンテ	18.5	—

表2 「clavero の計帳」による

年	1380	1424	1432	1450
コルテス	58	—	46	34
バルティエラ	—	24	25	15
アプリタス	35	—	—	—
モンテアグド	—	13	—	—
ムリリョ	—	11	10	—
カスカンテ	6	3	0	—

(1382年)



中世ナバラ王国概略図

以下これらの図表を踏まえつつ重要なアルハマについて順次その人口の動静を調査しよう。まず史料の豊富なベスト以降の時期を見、その後大黒死病前の時代に目を移したい。

Ⅰ ベスト以降

トゥデラ

一三六六年に一〇〇八課口を擁し三〇差でバンブロナに次ぐ王国第二の都市トゥデラに、ナバラ最大のムデハルのアルハマが存在した。当アルハマについては他のそれに比べ群を抜いた大量の史料が残っているにもかかわらず、人口に直接言及するものは「<sup>①</sup>以外発見しえなかった。ヤングアスは一三八〇年と八六年にそれぞれ五〇〇と二〇〇の口数を見積るが、参考史料に関する言及はない<sup>①</sup>。特別上納金納付記録によって、一四〇二年にコルテスの二倍強、一四一五年にアブリタスの三倍強の献金を支払っていることが知られ、当時トゥデラのアルハマが一〇〇課口を越す人口を擁していたと推測させる。以後は間接的にすら人口に言及する史料はないが、一五世紀中葉には同市のムデハルに関する文書の量が激増し、その繁栄を垣間見せる。追放時に関しては、ヤングアスが二〇〇のムデハルの家屋が存在したと記すが、「家」と「フェゴ」の関係については全く手懸りはない<sup>②</sup>。

コルテス

人口においてはトゥデラに次ぐ第二のアルハマで、また端立って高い穀物生産力を誇る。一片の「claveroの計帳」を残しており、そのおかげで黒死病以降の百年間の人口動静を詳細に追うことが出来る。L. F. の四四課口という数字はキリスト教徒農民 *labradores* を含めたものであるが、L. M. T. にも一三八〇年の計帳にもキリスト教徒農民は皆無で、四四課口中ほとんどがムデハルであったと思われる<sup>③</sup>。

いずれにしても、当アルハマの人口は一三六六年頃底をつき、その後上昇に向う。この現象はこの期間に少なくとも三度（六八年・七四年・七五年）天災人災によって王の恩顧を賜らねばならなかった事実と照し合わせると刮目に価する<sup>④</sup>。一四〇二年にトゥデラの約半分の献金を納めていることは、一三八〇年の五八課口に対し急激な人口の変化がなかったと推測させる。一五世紀に入って最初の具体的数字は三年の四六課口であるが、納税額において一三八〇年を凌ぐ<sup>⑤</sup>。三〇年、四〇年代に人口は漸進的に減少し五〇年に三四に落ちる。一五世紀後半については全く情報に欠けるが、コルテスは一五一六年の人口記録を残す唯一のアルハマである。それは追放の際作成されたムデハルの財産目録で、四五名の不動産所有者と一〇余名の無産者が現われる<sup>⑥</sup>。一五世紀後半と

いう政治的混乱期に人口が上昇したことを示す貴重な史料である。

アブリタス

大ベスト以降ではナバラ第三のアルハマで、一三八〇年から三年続けて「claveroの計帳」を残す。二つの特別献金の記録は、コルテスと同様アブリタスも一三八〇年以降急激な人口の変化を蒙らなかつたことを推測させる。ムデハルの存在は一四八〇年まで確認しえる。<sup>⑧</sup>

バルティエラ

ムデハル関係の史料の量ではアブリタスを凌ぐ。残念なことに、L. M. F. の記述は同村のその途中で中断を来している。一三六六年以降一五世紀中葉までの期間についてはコルテスと類似した人口曲線を描く。しかし、コルテスとは対照的にバルティエラのムデハルは顕著に低い穀物生産力を示し、黒死病以前の生産力を決して回復しなかつた。一五二八年の記録が同地のモスタクの存在を証言しており、追放時までムデハルが生存したと思わせる。<sup>⑨</sup>

その他

モンテアグドとムリリヨは一四二〇年代に一〇余のムデハルを保持しており、一四世紀中盤以降人口が全く低滞したことを示す。この二村とムルチャンテにはアルハマが最後まで生存したことが知られる。<sup>⑩</sup>

\* \* \* \*

次に大黒死病以降顕著な人口減少、果ては消滅の運命を辿った例を見てみよう。

コレリャ

一三三三年のリストに名を連ねた五二名のムデハルの子孫は、一五世紀の三〇年代には一人残らず消え去った。P. G. には同村のアルハマに関する言及が無いが、一三六六年にコレリャにムデハルが存在したことは他の史料が確言しており、中世の住民調査の不完全さを教えられる。回教徒がいつ消滅したかは明らかでない。一四二四年の「claveroの計帳」には現物地代納付者のリストにムデハルは現れないが、三二年にはいまだモスタクが峻立していた。<sup>⑪</sup>四〇年付の史料に「かつてモレリア——ムデハルの居住区——があった所」という記述があり、イスラム教徒の共同体の消滅を明示する。<sup>⑫</sup>

この人口減少は後述する如くすでに黒死病に先立って開始されたものだが、一四世紀の八〇年代に加速された。その消息を如実に伝えるのが九〇年代になされた二度にわたる減税である。問題になったのは、「pecha ordinaria」という固定税で、収穫高の四分の一の年貢以外に常に共同体が納める税であった。この租税は大ベスト以前は八〇k（小麦と大麦が半々）であったが、カルロ

ス二世（一二三九—一八七年）の時代に四〇k. に引き下げられていた。カルロス三世の治世の初期に「人口の急低下と貧困化」を経験し、九二年にはわずか五人のムデハル納税人口を残すのみであった。アルハマの陳情を顧みて、同王は九二年に件の税を二〇k. に、九六年に一〇k. に引き下げている。

カスカンテ

コレリヤと同様一四世紀後半に激しい人口減少を見る。一四二四年には三フエゴが記録されているのみで、しかもかれらは経済的にも相当疲弊していた。一三世紀から支払い続けてきた「モロー人の税 *pecha de los moros*」をすでに免除されていることがそれを証明する。しかし、コレリヤと異なりこのわずかに残ったムデハルは容易に消滅することなく、少なくとも一四五二年までその存在を確認し得る。

フォンテリヤス

L. M. J. に現われる一六名も徐々に姿を消していったようで、一四三八年の同村の買却証書には三名のムデハルが土地所有者として名を連ねている。しかしかれらはアルハマを組織し、ファキ l'alfaguí と評議会員 jurado を擁しており、他に幾人かの無産者の存在を臭わせる。一四五六年同村は再度買却されるが、その際には六名のムデハル有産者が現われている。

カドレイタ

同集落に関しては、ムデハルの人口に言及する史料は皆無である。唯、一四〇二年の特別献金の記録が同アルハマがコレリヤと同額の五フロリンを負担していることを示し、ムデハル人口の微少さを伝える。一四三二年の「cavero の計帳」にはムスリムの名はない。

その他

リバフォラダとペドリスも特別献金の記録から、一五世紀初頭に一〇〜二〇のムデハルを擁していたと考えられるが、それ以降の史料に欠ける。ともに聖ヨハネ騎士団領であり、マドリッド国立歴史文書館の史料の探索・研究が一五世紀におけるこれらのアルハマの消息を明らかにするために必要である。

## 2 大ベスト以前

この時期には人口統計を可能にする史料が全く見られない。それゆえ、我々はまず史料に恵まれた一四世紀中葉以降の人口動向について正確な知識を得、そうした後でこの時代の人口を推測しようとする。しかしそのために避けて通れない問題がある。つまり大黒死病による人口減少の見積りがそれ。

一四世紀ナバラには少なくとも三度（一三四八年、六二年、八

二・三年)のペストの波が確認されているが、それらについてまだ総体的な研究はない。唯、サバロが一三三〇年、五〇年・六六年の住民調査をもとに、その三度に調査を受けたエステリヤ地方の三八ヶ所の人口を比較した。それによると、一三四八年の第一波については、比較の対象が疫病直前の人口ではないにせよ、六二%の人口減という結果を得る。この数字はスペインの他の地域のそれと照合しても、決して異常ではない。サバロはこの数値の信憑性を増すいくらかの事実を列挙する。まず、一三五〇年の「若干の集落では平年の半分の税すら払えず」という会計報告。この記録が、ペストの被害を過少評価し出来る限り財政収入の減損を防ぎたい当局側のものであることを考えれば、「若干」ではなく「多数の」集落が半数「以上」の犠牲者を出したと考え得よう。

また、王国の首脳部はこの状態に対応するため、一律に三分の一の減税を査定し、かつ現場の税吏に対し過酷な取り立てを控え慎重に行動せよと命じている。さらに個別的例として、氏は一三五〇年に二年前の三分の一以下の年貢しか納付し得なかった村々や、実際に三分の二の死亡率を記録した村を挙げる。

リベラに関しては四〇〇から六〇への人口減少を申し立てるコルテスのアルハマ、また表4の如き納税額の変化も「六二%」が決して誇張でないことを示す。それゆえ、ペスト直前の人口とし

表4

1) コルテス	1347	51	384	890
1349	34	265	310	
2) コレリャ	1347	25	315	315
1349	8	102	269	
3) カスカンテ	1347	72	372	814
1346	68	258	258	
4) アブリタス	1347	300	—	—
1349	17	156	177	
(164L. 相当)				
(数字は左から、年、金納額、小麦、大麦)				

て、T.M.H.の数字の倍を見積って大過あるまいと思われる。むしろ所によってはそれでも過少評価に陥る危険を感じる。

それでは、若干のアルハマについて、ペスト以前の人口動静を推測してみたい。

#### トゥデラ

この時期に関して当アルハマの人口算出は事実上不可能である。唯、間接的データとして、一三〇九年——税の一本化が行なわれた年——以前の税帳から当地に一〇一の店舗が存在したこと、また同時期にサラゴサのアルハマが二〇二「フェゴ」を擁しながら七九の店舗しか構えていなかったことを考え合わせるとき、トゥデラのそのの巨大を窺い知れよう。また王国の人口曲線が底をついたこととも考慮の対象になる。

#### コルテス

当村は大黒死病の被害について直接の記録を伝える唯一の例外である。一三五二年に結ばれた王国とアルハマとの協定がそれ。

曰く、「(当地には) 大災害以前には四〇〇以上のモーロがいたが、前記の租税を完全に納め得なかった。しかるに今、生き残った者は貧富あわせて六〇に足らず、しかもそのうち耕作に従事しえるものは三十に満たず云々。」<sup>⑤</sup>

この文書はナバラにおけるペストの猖獗を物語る貴重な史料で、ウビエトの「イベリア半島における黒死病の展開年記」の中でも引用されているが、一つの解釈に注意を要する点がある。つまり、四〇〇・六〇・三〇の単位をどう考えるかであるが、氏はいはこれらの数字を人口数とする。しかしこの解釈には納得出来ない。なぜなら、当村には一三五三年の時点で八五の納税負担者が存在していたのだから。ゆえに以上の数字はフェゴ数と解釈すべきである。この見解はナバラ中世に見られる他の同種の文書が、人口数ではなく常に納税者数に言及する事実からも断定し得よう。

それでは、大ペスト以前コルテスには四〇〇のムデハルが存在したのであろうか。この数が回教徒のアルハマとしては非常に大きなものであることは、一五世紀と一六世紀の境い目のカステイリヤでは、徴税記録に載る八八のアルハマ中四〇〇課口を越した

ものが一つのみで、次に大きいものが二五一のものであった事実を考慮に入れば十分に理解できよう。<sup>⑥</sup> 筆者は四〇〇の数には誇張があると考ええる。その根拠は納税額にある。というのは、前記の協定以前コルテスのアルハマは毎年五〇・一・三六五k・八五〇k・を納めていた。協定文書はこの年貢は時に完済されなかったと教える。これに対して五八の租税人口を擁していた一三八〇年には、五七・一・三八九k・四〇七k・を、その翌年には六二・一・五九三k・六三五k・を支払っている。勿論、税額から単純に人口を判断しえるものではないが、いずれにしても、ペスト以前には同アルハマはトゥデラのそれに匹敵する程の容量を備えていたようである。<sup>⑦</sup>

コレリヤ

左に同村の納税額を变化を示す。

表 5

年	納	税	額
1280	30, (30)	643,	659
1290	30, (30)	640,	1028
1309	23, (20)	510,	510
1319	27, (20)	350,	350
1325	23, (20)	375,	375
1338	26, (20)	300,	300
1347	25, (20)	315,	315

数字は左から金納額、小麦、大麦での納入額。  
単位は libra と kafiz.  
( )内は「モーロ人税」の名目で支払われた金額。

これらの納税額の何割がムデハルによって負担されていたので

あろうか。同村にキリスト教徒の農民が存在したことは、例えば一二八〇年の税帳に「キリスト教徒の税」の項目があることから明らかである。唯、*J. M. J.*には九六人のイダルゴの称号を持たないキリスト教徒が現われるが、かれらすべてを「農民」と考へることは出来ない。なぜなら、同調査では「農民」と「フランク(商人職人)」の区別を設けておらず、他方この区別を立てる*J. J.*は前者を○、後者を五九記録しているからである。

また、当村の貢税の大半がムデハルの負担であったと推測させる資料もある。一つはかれらが共同体として貨幣で納めていた「モーロ人税 *Peña de los moros*」の額であるが、それは当村の金納額の大半、時には全体に相当していた。また一二八〇年には同じ名目で小麦五六五k、大麦五二七k、一三〇八年には四五八k、七七七k、を支払っているが、この額は同時期のコルテスのそれに優るとも劣らないものである。

コレリヤのアルハマは、例外的にベスト以前の人口についての情報を残している。前記の如く、一三九二年当村のムデハルは急激な人口減少を訴えるが、その際過去を回顧し「かつては百五十課口あった」と洩らしている。この「かつて」が大黒死病以前を指すことは、一三五三年の人口が五二であることから明らかであろう。一二九〇年の納税額から判断すると、百五〇でも不足の

感がある。ベスト以前にはトゥデラとコルテスと並ぶ大共同体を形成していたことは間違いない。その偉容を垣間見せる史料がある。それは一三〇八年同アルハマが租税に関して行なった協定で、その書面には六人の代表者が「四〇人評議会と全アルハマの名において」現われている。

最後に、コレリヤのアルハマは前述の如くベスト以降急激に衰退するが、その傾向はすでに一四世紀の初頭から開始されていることを指摘しておきたい。納税額の低下がそれを証明している。

その原因は明らかではないが、一四世紀の危機がベストを待たずして始っていたとする一般の見解を裏づけるものとして注目されよう。

バルティエラ

一三四八年の災害の影響を直接伝える史料はないが、その深刻

表6

年	人口	納税額		
		金納	小麦	大麦
1280	?	15	150	150
1304	?	16	235	235
1338	?	13	200	200
参考				
1424	24	17	68	30
1432	25	15	61	30

さは納税額の激減から容易に読みとれよう。税額査定 *Peña Taxa* のシステムはとらなかつたが、疫病以前には安定した担税能力を示す。

金納額を別にすれば、穀物の負担額は一五世紀前半のそれの三倍

強にのぼる。この租税がムデハルのみによって負担されていたであろうと考えられるが、その根拠は以下の如くである。

1. 同村の穀物による貢納は一括して「王領地に関するモーロ人のアルハマの年貢」という名目で支払われていた。2. アルハマ自身がしばしばこの税の徴収を請け負っていた。3. 一五世紀の計帳にはキリスト教徒農民が一人も現われない。また、C. F. も同村のキリスト教徒はすべてイダルゴカフランゴであったと証言する。

人口についてはあくまで推定の域を出ないが、一三六六年に二〇課口を擁した事実と、前記のサバロの数字（一三三〇年と六六年の間に七八%の減少を指摘）を考慮すれば、一〇〇弱の人口を見積ることは可能であろう。

アプリタス

同村の場合は少数ではあるがキリスト教徒の地代納入者が存在し、税額を頼りに人口を推定する方法は正確を期すのに程遠い。

しかも一四世紀前半には当地の徴税権はしばしば私人に賃貸され、その場合会計簿には賃貸料のみが記載され、税の内分けが判明しないという困難もある。これらのハンディキャップを念頭に入れ、この時期の徴税記録を表7に示す。

徴税請け負い料が一四世紀前半を通じて上昇しており、全村の

表7

年	貢納額		
	金納	小麦	大麦
1266	45	77	78
1280	186	—	—
1290	17	76	109
1309	186	—	—
1319	190	—	—
1325	249	—	—
1338	269	—	—
1347	300	—	—
参考			
1380	45	147	102

(35課口)

人口、ひいてはムデハルの人口増加を暗示する。しかし、税の内分けが知られる一二六六年・九〇年の額と一三八〇年を比較すれば、同村のアルハマの規模はコレリヤやコルテスには遠く及ばなかったことは明白である。

ムリリヨ・モンテアグド

右に同じ方法で両村のアルハマの規模を類推しよう。二村とも「C. F.」に見られるように、キリスト教徒農民が納税人口の半分を占めていたことに注意しながら。

表8

年	ムリリヨ	
	モンテアグド	モンテアグド
1290	60	100
1309	80	100
1319	110	100
1338	140	100
1347	140	111
1349	77	41

(数字は徴税権の賃貸し料、単位は libra)

一三世紀後半に領主である聖ヨハネ騎士修道会から二度も植民特許状を与えられた事実が、このアルハマの重要性を暗示する。

しかも、この二つの文書は興味深いデータを提供している。それは双方に見られる課役に関する規定で、第二の特許状がアルハマに対し七十人の人夫を用水溝の清掃のため要求しているのに対し、第一のものは「ソフラー課役―の月に」「家」毎に二名の人夫の提供を義務づけている。この二つの規定が同一内容の課役に言及していることは十分可能性があり、また「ソフラー」は普通それを免がれている者も存在することから、当地に一三・一四世紀の変り目に少なくとも三五「家」のムデハルが居を構えていたと断言できる。<sup>②</sup>

カスカンテ

一つではあるが教的データに恵まれる。それは一三二五年の徴税簿で、「鶏による収入」の項に「ソフラーをなす三四のモロから各戸につき二羽、計六八」とある。他の年次の記録によってソフラーを免除されていたムデハルの存在は明らかであるが、この三四が全体の何割を占めていたかは算出しえない。

この集落はリベラの村落の間では他に例を見ない独特の税制を持つ。すなわち、キリスト教徒・ムデハル・ユダヤ人の共同体が

それぞれ一定額の税を負担している。その比は一三対一対〇・七で、大ベスト以前にもムデハルは同村では少数集団であったことを明言している。

その他

フォンテリヤス・ペドリス・バリリヤスにもそう小さくないアルハマが存在したようであるが、人口の推定は不可能である。ナバラにおけるもう一つの聖ヨハネ騎士団領であったウルサンテも、一三二二年に植民特許状を受けており、その際六人の代表者を送っていることも記述に価しよう。しかし、この村は一四世紀の前半、或はベストを機に廃村になったようで、*L. M. T.* にも *L. F.* にも現われない。また、*L. M. T.* と *L. F.* からベスト直後にわずかながら回教徒を擁していたことが知られるカドレイタ・アルゲダス・シントウルエニゴについても、ムデハル共同体の存在を跡づける史料はない。

① *J. Yangüas, Dic. Anz.*, II, p. 213, pp. 427-428.

② *Ibid.*

③ 中世ナバラのキリスト教社会は、聖職者、上級貴族、下級貴族 *hidalgos*, *hinzanos*、自由人 *francos*、農民 *labradores*, *villanos* から構成されており、その中で地代納付の義務を課せられていたのは農民だけで、徴税記録からムデハルの人口を類推する際農民の有無と量を知ることが重要な問題である。T. Zabalo, *La administración*, pp. 209

④ これらの年にカネロス二世は、戦争・土木工事・不作に疲弊したマ  
 ルトマに対し、減税・支給の延期・播種用の種子の貸し付け等を行な  
 へばと云ふ。Castro, *Catálogo*, VII, 324; IX, 317; IX, 954; 同様の政  
 策は1395年・1413年にも認めらる。Jida, XXI, 333; XXX  
 759.

⑤ AGN., Doc. Comptos, caj. 37, n. 25 (1380), caj. 132, n. 11 (1432).

⑥ F. Ideate, *Catálogo*, XLIX, 219.

⑦ AGN., Doc. Comptos, caj. 27, n. 44 (1380); caj. 46, n. 5 (1381);  
 caj. 49, n. 9 (1382).

⑧ F. Fuentes, *Catálogo de los archivos eclesiásticos de Tudela*, n.  
 1687.

⑨ 同邦の小教区文書は1511年付のキリストの字に類するが、*Historia*  
 460° *Catálogo Monumental de Navarra*, Pamplona 1980, p. 405.

⑩ 一五二六年六月三〇日、貴族キネロキ一世は、エルクレス・マ  
 ンテ・マレリシのキリストを教会に寄贈する証書を与えた。F. Fuentes,  
*ibid.*, n. 687.

⑪ 「記載」の複製は、AGN., Doc. Comptos, caj. 132, n. 11. キ  
 ストの「レバダ」を. Castro, *Catálogo*, XL, 941.

⑫ J. yangüas, *Dic. Art.*, II, p. 213.

⑬ AGN., Doc. Comptos, caj. 63, n. 15 (1392); caj. 71, n. 36 (1396).

⑭ AGN., Doc. Comptos, caj. 136, n. 11.

⑮ F. Ideate, *Catálogo*, XLVII, 331.

⑯ AGN., Doc. Comptos, caj. 141, n. 8.

⑰ AGN., Doc. Comptos, caj. 157, n. 50.

⑱ 本章註⑨参照。

⑳ 一三四八年以前の人口の把握が不可能な点については、スウェーデンに共通の

問題への、ナニマ王国は1330年のキネナリヤ地方の住民調査を残す  
 点で、直ちに「レバダ」と言えよう。金・イ・リマ半島における黒死病の影響  
 を認識した研究として、J. Sobrequés Calliçó, "La peste negra en  
 la península Ibérica", *AEEM*, VII (1970-71), pp. 67-101.

㉑ J. Zabalo, "Algunos datos sobre la regresión demográfica cau-  
 sada por la peste en Navarra del siglo XIV", *Miscelánea ofrecida*  
*al Inno Sr. D. J. M. Lacarra*, Zaragoza, pp. 485-491. Id., *La ad-  
 ministración*, n. 622.

㉒ J. Sobrequés Calliçó, *o. c.* 巻頭。

㉓ "Nos es dado a entender que algunas (localidades) han seydo  
 et son tanto dampnificadas et mengadas de gentes, que las II  
 partes nin la mearat non podrian pagar", J. Zabalo, *La admini-  
 stración*, n. 622.

㉔ J. Carrasco, *La población*, p. 91.

㉕ J. Zabalo, *o. c.*

㉖ AGN., Doc. Comptos, caj. 11, n. 116. キネナリヤの「レバダ」  
 キネダ J. M. Lacarra, "Introducción al estudio de los mudéjares  
 aragoneses", p. 21.

㉗ "Ante de la mortaldat eran en la dita villa cuatrocientos moros  
 et mas et non podian cumplir la dita pecha et tributo a pagar,  
 et agora non son fincados entre chiquos et grandes de sexanta  
 en suso, de los quales non ya de trenta en suso qui pueden  
 lavrar ni mantener labrança", AGN., Doc. Comptos, caj. 11, n. 116.  
 ㉘ A. Ubieto Arreta, "Cronología del desarrollo de la peste negra  
 en la península Ibérica", *Cuadernos de Historia V*, Madrid 1975,  
 p. 59.

㉙ M.A. Ladero, "Los mudéjares de Castilla en la Baja Edad Media",

pp. 45-47.

②③ コルテスのアルハマがマスト以前毎年納めていた小麦、三六五k、大麦八五〇k、は、例えば一三二〇年の穀物価格で、算すると、二〇一・と二三五・となり、同アルハマは総額四八六一・の租税を負担していたことなる。

②④ この税は、一二八四年に、水車の構築を条件に免除される。Castro, *Catálogo*, IX, 515. 一二八〇年の徴税台帳はサブ・ロによって刊行される。本稿第二章註三参照。

②⑤ AGN, Doc. Comptos, caj. 5, n. 41. "en nombre de los quarenta e un bayle de Corella".

②⑥ 例として、M. A. Ladero "La población", p. 4. J. Valdeón, "Aspectos de la crisis castellana en la primera mitad del siglo XIV", *Hispania*, XXIX (1969), p. 5-24.

②⑦ "Tributo hereditatum regis cum iuribus sarraconorum".

②⑧ Reg. 60, fol. 10.

②⑨ 「*Nonna sofra*」について、R. I. Burns, *Medieval Colonialism*, pp. 162-173. 二つの植民特許状について、本稿第二章註七参照。この場合の「*casa*」は、各家から二人の夫婦を提出することから「家族」の意で、「*nonna*」とは異なると思われる。

②⑩ Reg. 25, fol. 20.

## V 人口統計と若干の考察

### 1 ナバラにおける人口比

L. M. T. & L. F. のおかげで、一四世紀中葉についてのみであ

るが、ナバラのムデハルの総人口と、かれらの王国全体に占めた割合を知ることができる。しかし、そのためにはいずれの史料にも補完的操作を加えねばならない。

まず、王国全体に占めるムデハル人口の比を計算してみよう。

王国の総人口の算出には「*U. F.*」に頼るしか手がなく、カラスコはこの史料に若干の付随的史料を加味することによって一八二一九「*U. F.*」という結果を得た。また氏は、「*U. F.*」に従ってムデハルの総人口も求めているが、その計算方法は然るべき綿密さに欠け、再検討を要する。②⑩ というのは、氏自身指摘しているように、問題は同史料がアルハマを擁していた八村において回教徒をキリスト教徒と区別せずに総数を出しているところにあるのだが、その計算にはこれらの八ヶ村のムデハル人口が考慮されていないのである。この人口の推算は、「*U. F.*」の併用によって可能になる。「*U. F.*」は、各村落についてキリスト教徒・回教徒・ユダヤ教徒のそれぞれの人口を記載しているので、そこから二集団の比を求め、それを「*U. F.*」に適用できる。こうして二五二のムデハル総人口が得られる。一三六六年には、回教徒たちは王国全体に対し、一・四%を占めていただけであった。

次にリベラ代官区のみ焦點を合わせてみよう。②⑪ 前述の如く、ムデハルの人口に関しては「*U. F.*」の方が「*U. F.*」より記載がよ

り精密であるが、遺憾にも前者にはトゥデラ市の記録が欠ける。同市のリベラにおける比重の大きさを考えれば、その人口を「*L. M. T.*」より比例計算によって求めることは少々危険であると思われる、ここでは「*L. M. T.*」によってトゥデラを除く農村部の人口統計を出すことで満足したい。

*L. M. T.*には、この他バルティエラの記述が不完全でかつカドレイタとムルチャンテの言及がない。これら三村の人口を「*L. M. T.*」のデータから推算しよう。まず、「*L. M. T.*」と「*L. F.*」の双方に記録されている一五村の人口を合計し比較すると、各々一五五七と六四四となり、一三六六年は一三五三年に対し四一%の人口減を見たということになる。この比を上記三村の「*L. F.*」での人口に掛け一三五三年の人口を算出するのである。このように「*L. M. T.*」を補充し、リベラ農村部の総人口一八四六、ムデハル総人口四〇四、後者の全体に占める割合二一・九%という結果に達する。他方市部については、「*L. F.*」からムデハル七九課口、八・二%の数字を得る。

最後に、一〇課口以上の回教徒を有する集落についてかれらの全体に対する比率を示す。

都市部においてムデハルの比重が農村部より低いのは、前者が征服以来キリスト教徒移民をより強く引きつけたという、スペイ

表9

村名	ムデハル 人口 (課口)	全人口 に対する 比率 (%)
1) <i>L. M. T.</i> より		
コルテス	85	59
リパフォラダ	31	29
フォンテリヤス	16	50
アブリタス	66	52
カスカンテ	30	14
モンテアグド	11	27
コレリャ	52	22
ムリリョ	15	29
2) <i>L. F.</i> より		
トラデラ	79	8.2
バルティエラ	20	38
アブリタス	32	56
ムルチャンテ	10	84

ンの他の地方に一般に見られるパターンがナバラでも生じたことを示している。<sup>④</sup>

2 他王国との比較

ムデハルの人口研究は、史料不足によってカモリスコのそれに比べ著しく遅れをとっている。<sup>⑤</sup>但し、カステイリャについては、近年ラデロの調査研究によって中世末期における人口の趨勢が徐々に明らかになってきた。<sup>⑥</sup>氏の論考は追放の直前の時期にムデハルに特別に課された税の徴収記録に基くもので、中世のこの種の史料が持つ欠陥のため推算をまぬがれてはいないが、周到な史料の収集と分析によって高く評価出来る。氏は結論として、一五世紀末のカステイリャ王国にはガリシアからバスク地方に延びる山

岳地帯を除くすべての地方に約百二〇のムデハル共同体が散在しており、その総数は王国の総人口の〇・五％に相当する約二万人弱であろうと見積った。アルハマを個々に見れば、最大のものは四三〇余を擁し、次に二五〇余と二〇〇前後のものが一つづつ、他に四つほど一〇〇を越すものが見出される。興味深い事実としては、キリスト教徒による占領が行なわれたとき回教徒住民がいなかったはずの旧カステイリヤの多くの諸都市にアルハマが存在することが挙げられる。その中にはバリャドリッド(一四四)やブルゴス(九四)のようにかなり大規模なものも確認されるが、これは一三世紀以降起った王国内部でのムデハルの移民を跡づけている。バレンシアとアラゴンについては、ムデハルの影響が最も大であった所であるにもかかわらず、人口統計の研究がない。後者については、一四九五年度の国勢調査から王国総人口五一五四〇フェゴ、ムデハルのそれ五六七四(一一％)が知られる。人口分布を見れば、ナバラ南部と地続きのタラソナとボルヘ周辺、ハロン川を始めエプロ川南岸の支流の流域、北部のウエスカ市周辺に回教徒人口の密度の濃い地帯が存在した。タラソナ・ボルヘを取り囲む農村地帯やハロン川流域の沃野ではムデハル一色の集落も稀ではなかった<sup>⑧</sup>。その状況を数字でもって実証する企てが望まれる。

バレンシア王国については、中世を通じて人口関係の記録はす

べて局地的なもので王国規模のものはない。そのため、当王国のムデハル人口の推定は枚挙にいとまないにもかかわらず、見積りの結果は曖昧の感を拭い去れない。ともかく、ムデハルの問題は当王国において最も深刻な様相を呈したことは疑問の余地がない。征服直後の情況といえば、回教徒の大海の中にキリスト教徒を収容した若干の都市が孤島の如く散在しているといったものであった<sup>⑨</sup>。またバレンシアのムデハルは、その好戦的性格によってアラゴン・ナバラの同胞と趣を違え、降伏に続く三〇年の間に四度も蜂起に立ち上っている<sup>⑩</sup>。鎮圧に続く追放・キリスト教徒植民者の増大にもかかわらず、一三〇〇年にはまだ王国の人口の三分の二が回教徒によって占められていたと推定される。最新の見積りによれば、カトリック両王時代に五〇六万人、総人口の二五％という数字が挙げられている<sup>⑪</sup>。

最後にカタルーニャであるが、南部のエプロ川河口付近とレリダ周辺に居住地が集中しており、その総数は中世末期において五千から一万と見られている<sup>⑫</sup>。この地方は、一四世紀後半と一五世紀末期に実施された住民調査の記録を残しており、より緻密な研究が囑望される。

このようにスペイン全体を通観すれば、ナバラ王国のムデハルはその絶対数においては微少な存在であったが、リベラ地方に限

って見れば決して無視しえない要素を構成したと言えよう。この地方は、地理的連続性とともに、その人口構成においてもむしろアラゴンのエブロ川流域地帯の一部と見なすことが出来る。実に、ナバラ王国ではこの地方においてのみ、「三宗教の共存」の名に値するパノラマが見られる。確かに王国全体に視野を拡げれば、ムデハルは取るに足らない少数分子と写るが、それでも全人口に占める比（一・四％）はカステイリヤ（〇・五％）を上回っている。しかも、王国にとってかれらの存在価値は決して無視できるものではなかった。その経済的有用性を数量的に検討するのは別の機会に譲るとして、本稿ではこの事実を裏づける王国側のムデハルに対する態度を紹介したい。すなわち、王権が、いかに回教徒住民の残留奨励・人口増加、はては国外のムデハル移入政策に配慮したか、その姿を見てみよう。

### 3 王権のムデハル保護政策とムデハルの土着性

中世スペインの他の王国と同様、ナバラにおいても支配者側にイスラム教徒追放の望みは見えない。心情においてフランス人でナバラにはほとんど落ちつくことのなかったルイスⅡフッティン（一二三〇—一四一四）とフェリペⅡデエウルー（一二三二—一四三三）の両王が、ナバラの回教徒のフェロ（特権）を尊重するよう諸官

吏に命じているのは興味深い。上述したように、大ベスト以降ムデハルはしばしば王に陳情を寄せるようになるが、その際の王権の態度は示唆に富む。黒死病直後のコルテスの請願に対しカルロス二世は、「かれらが当地に留ることを欲し、また他の地方のモロ人がこの地に住みたいという望みを起すように」税制の改善を命じた。<sup>⑤</sup>一三六八年には、トゥデラのアルハマの陳情に答えて、「当モレリアが人で賑い、他の地方からモロ人が来て住むように」三年間に亘って税の半減を決定している。<sup>⑥</sup>同様の処置とその理由づけが、ホアン二世（一二四二—一二七九）に致るまでの諸王の勅諭に現われる。<sup>⑦</sup>

それでは、この努力は実を結んだのであろうか。我々の知る限り、集団的移入を暗示する史料はない。唯、個人的移入の例としては、一三六八年、マホマドデブルゴスと称す技師が王国に移民を希望し、王から年給を賜っているのが見られるが。<sup>⑧</sup>また、リベラのムデハルの姓名にコルドヴィ・セビリャノ・ブルゴス・アルクエンキ（クエンカ）・カステイリャノ・カタラン・グアダラハラ等が発見されることは一考に値する。但し、これらの多くはすでにC. H. H. (1353年)に、さらにいくらかは一三〇九年の史料に顔を見せており、移民は大ベスト以前、恐らく一三世紀中に起ったものと推定される。なるほどこれを裏づける史料はない。

しかし、この仮定を推す意味深長な史実がある。それはラデロが指摘するものであるが、一三世紀の前半に起った旧トレド王国のムデハルによるカステイリヤ王国の北部と南部の二方向への移住である。また氏は、一二六六年のアンダルシアの反乱後、追放されたムデハルの一部が北部に向った可能性もほのめかず。前掲の姓名のうち大部分が新カステイリヤとアンダルシアの都市名であることは単なる偶然であろうか。

それでは、逆にナバラから国外への人口流出はあったであろうか。トゥデラの降伏条約はムデハルに出国の自由を無条件に認めており、この点について後に変更が加えられた形跡もない。確かに大ベスト以降からの国外流出をほのめかず史料が増える。とくに国境の村コルテスにそれを伝える記録が多く、疫病以前のものすらある。すなわち、一三四五年の会計簿は重税に耐えかね「国を退去した」モローロ人に触れており、さらに、例の一三五二年の税制改革の際ムデハルは「過酷な租税と悪疫による人口減少のため」わずかに生き残った者も、日に日に当村をあとにしアラゴンに移り住んでいる」と訴え、一三六八年には、戦争と略奪、加ゆるに悪天候による不作の結果「財産を失ない、土地を去る」モローロ人がいると教える。コレリヤのアルハマも一三九二年、年貢の過重な負担から「他の土地に移らざるを得ない」と申し立てて

いる。<sup>②</sup>

ムデハルの人口減少にこのアラゴンへの移民が一役買ったという可能性は大いに考えられるが、その量的把握は極めて困難である。筆者はこの要因を積極的には評価しない。反対に、上に引用した国外流出を伝える表現は、どちらかと言えば王の善処を促すための間接的脅迫のような響きを持ち、少なくとも鵜呑みには出来ないと考える。かれらにとってアラゴンの方が生活条件が良好であったとも思えないし、先に見たようにナバラの諸王はそのような陳情に対し常に寛大に振舞っているのだから。むしろ筆者は、ナバラのムデハルの土着性の強さを強調したい。本稿で実証しえた一四世紀中葉以降の人口の停滞・減少は、王国一般の人口曲線と軌を一にしている。一四二七年にも人口調査記録を持つエステリヤ代官区では、一三六六年の五三七課口から三九八一への減少を見たが、この期間においては上述の如く多くのアルハマがその人口を維持したではないか。また、それらのアルハマが明らかに人口の低下を示す一五世紀の三〇年代から五〇年代にかけては、ムデハルと平行して労働力減少を訴え、待遇改善を陳情するキリスト教徒農民の姿がよく見られる。<sup>③</sup>人口減少の第一の原因は、やはり疫病、戦争、天災、重税、一言で言えば一四世紀の危機に帰せられよう。それゆえ、真に注目すべきは、これらの否定的要因

にもかかわらずナバラのムデハルが全体的に見れば先祖代々の地に踏み止った事実であらう。

む す び

本稿では、今まで本格的な歴史研究の対象とならなかったナバラ王国におけるムデハルの考察の第一段階として、まずその量的把握を試みた。同国の回教徒住民は絶対数においては他の王国と比較にならないが、リベラ地方においてはムデハリズムの名に価するだけの数が存在した。その人口の推移は、大体王国全体のそれと平行線を描き、かなりのアルハマが追放時まで生きのびた。王国の中では少数派を形成したとは言え、王権にとっては決して無視しえない存在で、ナバラの歴代の王はその残留人口増加に苦慮している。それでは、この集団はナバラ王国の中でいかなる法的地位のもとに置かれ、いかなる経済的意味を持っていたのか。また、キリスト教徒住民との共存形態は、そしてアルハマ内部の構造はいかなるものであったのか。次に問うべきはこう言ったムデハルという歴史的現実の核心に迫る問題であるが、それは稿を新にして考察したい。本稿で整理した無味乾燥の数字の一群が、将来の考察に当って諸々の結論や事象に正当な評価を与えるための指針とならんことを願う。

① J. Carrasco, *La población*, p. 132.

② *Ibid.*, pp. 150-152.

③ リンテラ代官区は「一四〇七年までタフマリアやカンロサ等の後にオリテ代官区に編入される集落をいくつか含んでいた。本章では、リンテラの中でも十一世紀末から一一九年の間に征服された旧タイフマ王国に属していた領土のみを問題とする。」

④ 再植民運動については、J. M. Font y Rius et alii, *La reconquista española y la repoblación del país*, Zaragoza 1951.

⑤ キリスコの人口研究については、前掲のヘンリクス＝オルテマンの書の参考文献目録を参照。

⑥ 本稿第一章註一〇参照。

⑦ J. M. Lacarra, "Introducción al estudio de los mudéjares aragoneses", p. 21.

⑧ *Ibid.*, pp. 12-13.

⑨ R. I. Burns, *Islam under the Crusaders*, cap. I, II.

⑩ *Ibid.*, pp. 37-45.

⑪ *Ibid.*, p. 80.

⑫ M. A. Ladero, "Población", p. 93.

⑬ *Ibid.*,

⑭ Castro, *Catálogo*, I, 663, 903.

⑮ "Por lo qual ellos oviessem affection e voluntat de fincar en el ditto su logar et por la qual composicion otros moros de otros logares oviessem ad aver voluntat de venir a poblar al ditto logar", AGN, Doc. Complos, caj. II, n. 116.

⑯ "A fin que la dita nuestra morerija sea poblada et vengan moros de otras partes a vivir et morar en ella", AGN, caj. 23, n. 55.

AEM; Anuario de Estudios Medievales

AHDE; Anuario de Historia de Derecho Español

FEMCA; Estudios de Edad Media de la Corona de Aragón

PV; Principe de Viana

(京都大学大学院生

)

〔注記〕

本稿は筆者が一九七九—八〇年にスペイン、ナントラ大学留学中に作成した博士論文 *Los moros de Navarra en la Edad Media* の第一章に若干の補充と変更を加えて脱稿したものである。当論文にあたり、種々の御教示と惜みない援助を頂いた哲文学部中世史主任教授 D. Angel J. Martín Duque 先生を始め同学部の諸先生、並びにナントラ総合文書館館長 D. Francisco Idoate 氏に心からの謝意を表した。

① 例えは、カヌカノ三世のモンテノドのモンテに於ける滅殺、カヌカノ二世とカヌカノ三世のトリスロのトリスロに於ける免脱論議など。Castro, *Catálogo*, XXXV, 128; XLI, 683. 参照。

② *Ibid.*, VIII, 462.

③ M. A. Ladero, "Los mudjares de Castilla en la Baja Edad Media", p. 11.

④ 一三四五年の記録に J. Zabalo, *La administración*, n. 1033. を参照。"Por las razones schreditas los poquos que eran de cada dia se yvan fuera del dicho lugar a roar et poblar en Aragon", AGN, Doc. Comptos, caj. 11, n. 116. "Por la qual razon los dichos morosse ovieron a absentar et fuyr del dito lugar", caj. 23, n. 66.

⑤ "Ante lis convenia desempar el dito lugar et yr a vivir en otra part", caj. 63, n. 15.

⑥ 例えは、一四三四年のカヌカノ、一四四〇年のアブリタス。caj. 146, n. 9; caj. 144, n. 22.